

令和7年 第2回定例会

10月28日（火）

令和7年第2回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	3
4	議案第11号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	5
5	議案第12号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について	9
6	議案第13号 令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について	11
7	議案第14号 令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	21

令和7年第2回多摩六都科学館組合議会
定例会会議録

○期 日 令和7年10月28日(火)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(9名)

1番	伊藤 央 君	2番	岩本 誠 君
3番	白石 えつ子 君	4番	渡辺 英子 君
5番	穴見 れいな 君	6番	やつだ こうじ 君
7番	高橋 和義 君	8番	沢西 卓哉 君
10番	菅原 みほ 君		

○欠席議員(1名)

9番 とみながゆうじ 君

○出席説明員

管理者 池澤 隆史 君

監査委員 森 政史 君

会計
管理者 岡本 範子 君

事務局長 保谷 俊章 君

管理課長 豊田 和徳 君

管理課
主任 内木 浩一朗 君

○議会職員出席者

書記 秋山 仁志 君

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第11号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第5 議案第12号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 第6 議案第13号 令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議案第14号 令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）

令和7年第2回多摩六都科学館組合議会定例会

令和7年10月28日（火）午前10時01分開会

○議長（伊藤 央君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第5番 穴見れいな議員及び第6番 やつだこうじ議員を指名いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（伊藤 央君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和7年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて、御報告申し上げます。

初めに、利用者数の状況につきまして御報告いたします。

令和7年4月から9月までの利用者数は13万2,699人で、前年度と比較いたしますと1万584人、率で8.7%の増となっております。

次に、9月30日に実施いたしました定期監査、例月現金出納検査、決算審査について、御報告いたします。

定期監査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第2条第1項の規定に基づき、令和7年4

月から8月までの財務に関する事務執行状況等の監査でございます。

例月現金出納検査は、同監査委員条例第4条の規定に基づく、令和7年6月から8月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。また、同日には令和6年度の一般会計歳入歳出決算審査も併せて実施しておりますが、その結果につきましては、後ほど森監査委員から報告をしていただきます。

次に、指定管理者の管理運営状況の報告でございます。

事業実施、施設設備管理、自主事業等におきましては、引き続き利用者の皆様の安全・安心を第一に日頃の管理運営を行っているところでございます。

実施事業につきましては、令和7年3月に多摩六都科学館が開館31周年を迎えることを記念して、2月16日、3月2日、3月9日には、圏域に在住・在学・在勤の方の入館料が無料となる「市民感謝デー」を開催いたしました。利用者の皆様の分散化を図るため、構成5市を3日に分けた上で実施し、構成市の主要駅から無料シャトルバスも運行して、3日間で約2,900人の圏域市民の皆様に御来館いただきました。

当該事業につきましては、今年度も実施を予定しておりますので、この機会に未利用者の方をはじめ、多くの圏域市民の皆様に楽しみながら科学の面白さを体験していただきたいと期待しております。

また、西武池袋線の池袋から飯能までの区間が令和7年4月に開業110周年を迎えることに合わせ、4月12日・13日に「科学館で学ぶ電車のひみつ」を開催いたしました。日頃より多摩六都科学館にて活動している多摩六都科学館ボランティア会にも御協力をいただき、鉄道模型の運転体験など鉄道に関するワークショップや展示を実施したほか、プラネタリウムドームでは大型映像「運転席の車窓から」を上映し、鉄道に興味のある方を中心に2日間で合計約2,000人の方々に来場していただきました。

また、7月19日から8月31日まで夏の企画展「遊園地の科学ーアトラクションのひみつー」を開催し、約5万1,000人の方々に来場していただきました。

自主事業では7月26日と8月6日から8月9日まで、プラネタリウム特別番組「水木サンのみた暗闇ーぬりかべに遭った夜ー」を投影いたしました。本作品は、漫画家・水木しげる氏が記した戦争体験をもとに、戦後80年を迎える今年の夏に再現した多摩六都科学館オリジナルの作品で、5回の投影で約1,000人の方々に御観覧いただきました。

最後になりますが、令和7年度の利用者数は、緩やかではございますが、回復傾向が継続

している状況でございます。組合といたしましては、これからも指定管理者と協力いたしまして、圏域市民の皆様とともに、圏域内外問わず、多くの市民の皆様から愛される科学館に成長・発展することを目指してまいります。

組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 央君） 以上で行政報告は終了いたしました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（伊藤 央君） 日程第4「議案第11号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第11号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正されることに伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を一部改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月30日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第11号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明いたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一

部改正され、その一部が令和7年10月1日に施行されることに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

なお、組合が準拠しております西東京市の当該条例の一部改正につきましては、令和7年9月18日に議決、同年10月1日から施行されることから、本条例につきましては、令和7年9月30日に専決処分を行い、同年10月1日から施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料2、議案第11号関係資料「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

1ページでございます。第16条の2は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠・出産時や育児期の職員への仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等について、新たに規定を整備するものでございます。

同条第1項は、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する措置として、育児休業制度の情報提供等と併せて出生時両立支援制度等を周知し、部分休業等の制度利用に係る意向を確認するとともに、当該職員の子や家庭の事情による仕事と育児との両立に支障となる事情の改善に資する事項の意向確認などを行うものでございます。

同条第2項は、3歳未満の子を養育する職員に対する措置として、第1項と同様に、育児期両立支援制度等の周知や制度利用の意向確認、仕事と育児との両立に支障となる事情の改善に関する意向確認などを行うものでございます。

同条第3項は、聴取した意向について職場において配慮をするものでございます。

次に、第16条の3及び16条の4は、前条を新たに規定したことに伴い、現行の条をそれぞれ繰り下げたものでございます。

最後に、附則でございます。附則第1項では、本条例の施行期日を令和7年10月1日とし、附則第2項では経過措置を定めるものでございます。

議案第11号についての補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤 央君） 質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。渡辺議員。

○4番（渡辺英子君） 御説明ありがとうございました。恐らく各市の議会でも同様の改正が行われているところだと思いますけれども、2点だけ確認させてください。

該当する職員、こういったお子さんをお持ちの職員が現在いらっしゃるかどうか。それから、恐らく職員の人数が限られていると思いますので、もしそういう方が休業したい場合に、そのフォロー体制というところをどのようにお考えなのか。その2点、お願いたします。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの渡辺議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、該当する職員についてのお尋ねだと思います。そちらについては1名いるという把握をしております。

また、そのような休業を取った場合のフォロー体制というようにお話でございました。まず、当組合の職員体制でございますが、常勤職員が4人、非常勤職員が2人、非常勤は再任用1人、会計年度1人というような状況になってございます。

一部事務組合として組織規模はとて小さいところでございますが、執行部の事務局機能のほかに、議会や監査の事務局機能を備えて、多摩六都科学館の管理運営に必要となる事務を職員各自が多く担いまして、日頃の業務執行に当たっている状況でございます。

このような職員体制でございますので、今、議員から御指摘ありましたような育児が必要となる職員が発生した場合には、フォローアップ体制が必要ということは認識しているところでございます。具体的な形はまだできておりませんが、事務局全員の職業生活と家庭生活の両立が容易となるように組織の特性を考慮いたしまして、今後の課題として対応してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤 央君） ほかにございせんか。高橋議員。

○7番（高橋和義君） 今ほどのやりとりで分かりました。職員定数6人のうち、正職員が4人、再任用の方1人、会計年度の方1人というふうな認識であります。その上で1点お伺いしたいのが、DXということで進んできているんですが、多摩六都科学館組合においてもテレワーク等の動きというか、流れがあるかなと思うんですが、それについてまずやっていらっしゃるのかということと、また、それに付随した取組の工夫とかあれば教えていただきたいというふうに思います。

もう1点が、育児休業が取りやすくなった環境になってきていると思うんですが、職員数が6人ということで、1人休業されただけでもかなりの業務量が残された方にあるのかなというふうに予想するんです。考え方をちょっと聞きたいんですが、今は1人なんですが、それがこれから2人、3人になった場合に会計年度任用職員の瞬間的な登用、そういうふうな考え方があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） それでは、高橋議員の御質問についてお答えさせていただきます。

2点御質問があったかと思いますが。まず1点目は、テレワークを実施しているかというよ

うな御質問だったと思います。まず、テレワークにつきましては、組合としては今現在、実施していないという状況でございます。

また、会計年度任用職員の登用についてでございますが、もしそのような育児をされる方などが発生した場合には、会計年度任用職員で補う形で考えております。

○議長（伊藤 央君） ほかにございますか。穴見議員。

○5番（穴見れいな君） 議案第11号の2のところなんですけれども、「養育する職員に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない」のこの「期間」というところがちょっと分からないので教えていただきたいのと、あと、(3)の「対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の」という欄のところなんですけれども、これは随時御本人からの申出があれば面談をして、この措置が講じられるという形なのか、適宜対応していくという方針なのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） では、ただいまの穴見議員の御質問について2点お答えさせていただきます。

まず1点目は、第16条の2の第2項中の「規則で定める期間内」の「期間」ということの御質問だったと思います。こちらにつきましては措置を講じる期間ということで、職員の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間ということになります。具体的に申し上げますと、対象職員の子が、1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間になります。

また、第2項の第3号のところ、もしそのような状況が生じた場合に適宜対応をするのかというような御質問だったと思います。基本的には、適宜対応するというような形で考えております。

○議長（伊藤 央君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（伊藤 央君） 日程第5「議案第12号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第12号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、西東京市職員の育児休業等に関する条例が一部改正されることに伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例を一部改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月30日に専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第12号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明いたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

なお、組合が準拠しております西東京市の当該条例の一部改正につきましては、令和7年9月18日に議決、同年10月1日から施行されることから、本条例につきましては、令和7年9月30日に専決処分を行い、同年10月1日から施行したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料3、議案第12号関係資料「多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

1ページでございます。第12条では、部分休業の取得について、勤務日の日数と勤務日ごとの勤務時間数が考慮する要件として規定されておりましたが、部分休業の取得形態の拡充

に伴い、「勤務日ごとの勤務時間数」を削除するものでございます。

第13条は、部分休業の取得形態の拡充により、同条を現行の「部分休業」から「第1号部分休業」の名称に改めるものでございます。

同条第1項は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて承認する部分休業について、改正後は取得可能時間帯の制限を撤廃するため、当該文言を削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。第13条の2は、部分休業の取得形態の拡充により、新たに「第2号部分休業」を設けるものでございます。第2号部分休業は、1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数の制限なく、原則1時間を単位として承認可能とする制度でございます。このことにより、部分休業を請求することができる職員は、「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」のいずれかの形態の部分休業を選択することとなります。

第13条の3は、部分休業の請求手続において、職員の請求期間を4月1日から翌年の3月31日までの1年間とするものでございます。

第13条の4は、第2号部分休業において、1年間に請求することができる上限時間数を規定するもので、非常勤職員以外の職員は「77時間30分」、非常勤職員は「勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」とするものでございます。

第13条の5は、部分休業を申し出た職員が部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について、配偶者が負傷又は疾病により入院したことや配偶者と別居したことなど、申出時に予測することができなかつた事実が生じ、申出内容の変更をしなければ、部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると認める事情とするものでございます。

3ページをお願いいたします。第15条の部分休業の承認の取消事由は、第13条の5の規定により、部分休業の申出内容の変更（第3項変更）をしたときと整理するものでございます。

最後に、附則でございます。附則第1項では、本条例の施行期日を令和7年10月1日とし、附則第2項では、経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の取得可能時間の上限を施行から半年間であることから、それぞれ本則に規定する上限時間数の2分の1相当とするものでございます。

議案第12号についての補足説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（伊藤 央君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第6「議案第13号 令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第13号「令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付す必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第13号「令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、補足して御説明をいたします。

恐れ入りますが、決算書の1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額4億8,795万2,000円に対しまして、歳入決算額4億8,835万233円、歳出決算額4億8,005万1,180円、歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は同額で、829万9,053円となっております。

次に、内容の主なものにつきまして御説明をいたします。

事項別明細書、12、13ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、予算現額4億1,800万円に対し、調定額、収入済額とも4億1,800万円となっております。なお、13ページ、備考欄に構成市別負担金額をお示ししております。令和6年度の構成市負担金につきましては、積算基準に変更がないため、令和5年度と同額となっております。

第2款使用料及び手数料は、予算現額219万7,000円に対し、調定額、収入済額とも209万3,743円となっております。備考欄に行政財産使用料の内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

カフェテリア及びミュージアムショップ使用料につきましては、令和5年度までは新型コロナウイルスの影響による利用者減を考慮し、減免率を100分の100としておりましたが、令和6年度からは従前どおりの100分の50に引き下げたことにより、それぞれ皆増となっております。

第3款財産収入は、予算現額2,000円に対し、調定額、収入済額とも401円となっております。これは、施設整備基金積立金の利子収入でございます。

第4款寄附金は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額とも50万円となっております。これは、令和7年2月に科学館利用者の方1名より頂いた寄附金でございます。

14、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額5,080万4,000円から529万3,000円を減額補正し、予算現額4,551万1,000円に対し、調定額、収入済額とも4,550万7,948円となっております。これは、施設整備基金からの繰入金でございます。

第6款繰越金は、当初予算額300万円に1,086万8,000円を増額補正し、予算現額1,386万8,000円に対し、調定額、収入済額とも1,386万8,190円となっております。これは、前年度の決算剰余金によるものでございます。

第7款諸収入は、当初予算額2万4,000円に834万9,000円を増額補正し、予算現額837万3,000円に対し、調定額、収入済額とも837万9,951円となっております。これは、令和5年度の指定管理者利用料金収入に係る還元金による増が主なものでございます。なお、備考欄に内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

以上の結果、歳入合計は、当初予算額4億7,402万8,000円に1,392万4,000円を増額補正し、予算現額4億8,795万2,000円に対し、調定額、収入済額とも4億8,835万233円となっております。

16、17ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款議会費は、予算現額149万2,000円に対し、支出済額136万6,110円、不用額12万5,890円となり、執行率は91.6%となっております。

第2款総務費は、当初予算額1億4,536万4,000円に1,392万4,000円を増額補正し、予算現額1億5,928万8,000円に対し、支出済額1億5,260万6,551円、不用額668万1,449円で、執行率は95.8%となっております。不用額の主なものは、1項1目一般管理費の1節報酬、2節給料及び3節職員手当等で、実績によるものでございます。

総務費の主な内容でございます。7節報償費は、科学館事業の評価活動において御意見をいただくための市民モニター謝金4万円を予算措置しておりましたが、未執行となっております。その理由といたしましては、令和6年度を初年度とする第3次基本計画期間における事業評価のあり方について、令和6年11月に事業評価委員会に諮問し、現在、検討いただいております。併せて、市民意見を反映する仕組みについても御議論いただいていることから、従来の市民モニター制度については、実施を見送ったことによるものでございます。

18、19ページをお願いいたします。10節需用費は支出済額349万7,406円で、主に修繕料でございます。

12節委託料は支出済額849万8,600円で、多摩六都科学館耐力度調査業務407万円のほか、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務120万7,580円、空調用配管更新に伴うアスベスト含有調査業務11万円などがございます。

13節使用料及び賃借料は、支出済額1,892万2,312円で、展示棟GHP空調設備リース201万5,280円、EHP空調設備リース1,578万9,168円、行政視察車両借上等17万8,190円などがございます。

14節工事請負費は、支出済額1,394万2,500円で、大型空調設備部分更新工事1,100万円、201会議室LED照明更新工事73万1,500円、雑排水ポンプ等更新工事83万6,000円、展示棟汚水ポンプ等更新工事137万5,000円でございます。なお、大型空調設備部分更新工事につきましては、令和6年度から令和7年度までの債務負担行為を設定した工事となっております。

24節積立金は、財政調整基金につきましては、令和5年度決算剰余金の2分の1相当額、施設整備基金につきましては、指定管理者利用料金還元金を主に積み立てております。

20、21ページをお願いいたします。第3款事業費は、予算現額2億9,461万3,000円に対し、支出済額2億9,458万7,554円、不用額2万5,446円、執行率99.9%となっております。不用額の主なものは、1項1目運営事業費、10節需用費、13節使用料及び賃借料で、実績によるものでございます。

事業費の主な内容でございます。10節需用費は支出済額209万7,700円で、修繕料でございます。12節委託料は支出済額2億7,729万5,334円で、指定管理者業務委託料でございます。13節使用料及び賃借料は支出済額1,519万4,520円で、たまろくとウィーク及び市民感謝デーに係るバス借上料124万8,720円、プラネタリウム全天周デジタル映像システムリース848万2,320円、全天周デジタル映像装置プロジェクターリース527万8,680円などがございます。

第4款公債費は、予算現額3,155万9,000円に対し、支出済額3,149万965円、不用額6万8,035円、執行率99.8%となっております。駐車場用地購入のために借り入れた東京都区市町村振興基金に対する償還元金及び償還利子でございます。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額4億7,402万8,000円に1,392万4,000円を増額補正し、予算現額4億8,795万2,000円に対し、支出済額4億8,005万1,180円、不用額は790万820円で、執行率は98.4%となっております。

22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億8,835万233円、歳出総額4億8,005万1,180円、歳入歳出差引額829万9,053円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も829万9,053円となっております。

24、25ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1の公有財産につきましては、令和6年度中の増減はありませんでした。

2の物品につきましては、カラー複合機一式が令和6年度中に増となっております。これは、指定管理者がリースにより使用していたコピー機の老朽化に伴い購入した当該機を、協定書に基づき組合財産として受け入れたことによるものでございます。なお、当該機は協定書に基づき指定管理者に貸与しております。

3の基金につきましては、令和6年度末現在高は、財政調整基金が4,631万6,743円、前年度末と比較して29.9%の増、科学館施設整備基金が1億8,149万2,873円、4.9%の増となっております。

私からの補足説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。

○監査委員（森 政史君） 監査委員の森でございます。

それでは、令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の審査報告を申し上げます。

お手元の審査意見書を御覧ください。1ページでございます。令和6年度の決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和7年9月30日に多摩六

都科学館 2階201会議室におきまして、穴見監査委員とともに実施をいたしました。

審査の対象は、1 ページ、(1) から (4) のとおりでございます。

審査は、管理者から提出されました「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」、これらが関係法令に準拠して作成されているか、事務事業に係る予算の執行について、適切な手続を経て適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に関係書類と照合し、必要な事項は関係職員に説明を求めて、実施いたしました。

その結果、審査に付されました令和 6 年度一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしましたので、この結果についてここに御報告申し上げます。なお、審査結果の記載は、1 ページから 6 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。7 ページに意見を付してございますが、要約を申し上げます。

歳入決算についてですが、諸収入におきまして、指定管理者利用料金還元金が前年度に比べて減少したものの、引き続き収入できたことを評価するものであります。当該収入につきましては臨時的な収入ではございますが、現有施設の老朽化対策への貴重な財源となるため、今後も安定的に確保されることを切に希望いたします。

続いて、寄附金につきましてですが、新たな財源確保の観点から、令和 6 年度よりホームページ等において積極的な周知活動に取り組まれた結果、1 件、個人の方から 50 万円の寄附の実績があったことを評価いたしますとともに、今後も新たな財源確保を目指した取組を期待いたします。

次に、歳出決算でございますが、歳出決算額は、開館より設置してございます大型空調設備の部分更新工事の実施、それから欠員補充のための新規職員の採用などにより、前年度より約 5% の増加となっております。財政調整基金の繰入れ抑制に努められ、前述の指定管理者利用料金還元金が前年度に引き続き収入されたことなどによりまして、基金の一定の回復を図ることができております。

また、補足でございますが、不用額につきまして精査いたしましたところ、合計で 790 万 820 円ございましたが、これは職員給与などの実績によるものでございます。

次に、令和 6 年度の利用状況についてでございますが、プラネタリウムドームでの事業が好調だったことや、圏域内の西武線 21 駅へのポスター掲示など新たな広報手法に取り組んだことなどにより、利用者数は 22 万 1,432 人となり、前年度に比べて 2 万 1,362 人、率にして

10.7%の増となりました。これからも安全・安心を第一として利用者増が図られるよう、引き続き努力されることを望むものであります。

最後になりますが、当科学館は建築後31年を経過し、老朽化対策が大きな課題となっております。これからも大型空調機の更新など施設改修費の増加が見込まれており、引き続き予算の執行に当たりましては、経済性、効率性を追求するとともに、外部資金の獲得や保有資金の運用などにより新たな自主財源の確保を図り、計画的な施設保全が実現できる財政基盤づくりに努められますよう要望するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度決算の審査報告とさせていただきます。

○議長（伊藤 央君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。高橋議員。

○7番（高橋和義君） 大きく2点お伺いします。

まず1点目は、総務費、総務管理費の不用額が668万1,449円ということで、これは人件費の実績の結果だということだったんですが、予算書を見ると、予算額からさらに補正を組んだ上で不用額が668万円ということで、補正を組んだ当時、足りなくなるというところで予想して計算しますよね。それで実績とかなりの差があるので、これについて補正を組んだときに何か分析されたところがあれば、もし分かればいいんですが、それが1点です。

もう1点が空調についてなんですが、東久留米市においてもそうなんですが、急にこの夏、空調の不具合というのが、メンテナンスをしても予期せぬ故障ということで、次の日から使えない状況というのが続いていました。これはどの自治体でも同じかなと思うんですが、これについて現状メンテナンスの頻度とか、内容とか、もし分かればいいので教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの高橋議員の御質問について、2点お答えさせていただきます。

すみません。順番が逆になってしまってもよろしいですか。まず、大型空調の定期点検の状況についてなんですが、今、この科学館は指定管理者制度を導入しているということで、指定管理者のほうが設備機器の保守点検を行っているというのが現状でございます。その中で年4回メーカーによる保守点検を行っておりまして、大きく分けると、大型空調というのが、スクリー冷却機という圧縮機の部分と、あとは氷蓄熱槽。夜間電力を利用して氷をつくって、その氷を溶かして冷水をつくって、夏季の期間冷房運転をさせるというような仕

組みのものになっています。そのような機器構成になっていることから、年4回のうち、概ね圧縮機の点検が2回、蓄熱槽の点検が2回というような形で行っている状況でございます。

もう1つ、補正予算時にこのような乖離が出るのが想定されたのかというようなことでございますが、先ほど補足説明で申し上げましたように、主に人件費の実績による不用額ということで御説明した次第であります。人件費につきましては、1年間かかる経費ということですが、この科学館では、10月と2月が補正時期になっております。今回このような実績が出たところではあります、補正には至らなかったというような状況でございます。以上です。

○議長（伊藤 央君） 高橋議員。

○7番（高橋和義君） 不用額の件については理解をいたしました。ありがとうございます。

空調についてなんですが、もう1点お聞きしたいのが、年に4回、指定管理者の下で補修されているということで、これは各自治体でもそのぐらいやっつけらっしゃるかなと思うんですが、31年開館されているということで、大型空調なんかは部分改修しながらも31年たっているという認識なんですが、こちらについては全体的に使いえなくなるときが来た場合に、恐らく今リースじゃないと思うんですが、今後、メンテナンスも含めてリースの可能性はあるのか伺いたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの高橋議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今後の大型空調の運用に当たりまして、メンテナンス等を含めてリースが考えられているかということですが、まず、この施設は、既に空調機器についてはリースの方式を採用しているものがございます。これは、やはり財政負担をなるべく平準化させるという観点から、ここの会議室もそうなんですが、個別パッケージ型の空調については更新した際にはリースの形式を取らせていただいております。

大型空調設備につきましては、今お話しさせていただきましたような財政負担をなるべく軽くするというのと、あとは、それが構成市の負担金に跳ね返るといったようなことも想定されます。なるべく構成市に御負担をかけないような形で、リースにするのか、それとも起債を組んで行っていくかというようなことも含めて、ただいま検討しているところでございます。

○議長（伊藤 央君） その他ございませんか。菅原議員。

○10番（菅原みほ君） 寄附金についてお伺いしたいと思うんですけども、令和6年度から始まった寄附金が1件50万円という寄附を頂いたということで、個人での寄附としてはすごく大きな額だなと思うんですけども、ホームページのほうも拝見しましたら、修繕や更新に使うとか、事業の運営に使いますとか、いわゆる使い道を選んだ寄附の仕方も選択ができるということがあったんですけども、実際この50万円は選択をしたものだったのか。それとも、多摩六都科学館にただ50万円を寄附しますというものだったのかということをお伺いしたい。

ふるさと納税の制度の対象ではないという中で、ふるさと納税が今、地方の自治体としては税金が流れていってしまっているという中で、50万円を多摩六都科学館に寄附して下さった方へのお礼のようなものは何かあったのか。確定申告で寄附金の控除の対象とはされているようなんですけども、例えば私たちの知る限りで言うと、入場券の優待券だとか、そういったお礼みたいなものはあったのかなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの菅原議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず1つ目は、今回の寄附金は、実際具体的な使い道等が指定されていたのかというような御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、寄附を募集するに当たりまして、事業運営と施設整備のためという形で、寄附の選択肢を設けているところでございます。今回、寄附者の方からは、事業運営のためという目的で寄附をしていただきました。

ただ、この寄附者の方が日頃からよく多摩六都科学館の講座とかに参加されている方でありまして、特に顕微鏡を使った観察教室などの講座に参加されている方ということで、この後の議案の審議にも出てくるのですが、顕微鏡の教室の充実などにぜひ寄附金をお使いいただきたいという御要望がありましたので、それに従った形での対応となっております。

もう一つ、ふるさと納税の関係から、寄附者に対してどのようなお礼をされたかというようなお話だったかと思えますが、特に何か品物をお渡しするところまではまだ至っておりません、お礼状をまず御本人の方にお渡ししているという状況でございます。

○議長（伊藤 央君） 菅原議員。

○10番（菅原みほ君） ありがとうございます。お礼状と顕微鏡の充実というところで、多摩六都科学館の常連さんというのかな、愛している方からの御支援だったということですよ。

もう1点なんですけれども、ホームページでの周知は私のほうでも拝見いたしました。先ほど監査委員からも、積極的な周知活動の結果であるということだったんですけども、こ

の周知活動というものに対してはどのように今後も取り組んでいかれるのか。もし方針が決められていれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの菅原議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今後の周知活動の方針ということでございますが、今回からホームページで周知をしているところではありますが、それとあわせて、科学館の財政運営が厳しいということがありますので、指定管理者のほうでもサポーター制度というものを導入している状況でございます、今年度から特典などをリニューアルしております。

なるべく魅力的な特典で各企業や団体の方から寄附というか、サポーターの会費を徴収するような仕組みを取っております。その中で、科学館組合でも寄附金のチラシを作りまして、サポーターの勧誘時にチラシを折り込ませていただいて周知活動を行っているところでございます。

また、1つ課題となっているのが、個人の方への周知活動というのがまだ十分できていないというところは認識しておりますので、団体、法人の方とは別にチラシなどを作成いたしまして、館内に配架したりして、より多くの市民の皆様、また法人や団体の皆様から寄附が募れるような形になればということで考えております。

○議長（伊藤 央君） ほかにございませんか。岩本議員。

○2番（岩本 誠君） 1点だけ質問させていただきます。決算書の19ページにLEDの照明の更新工事がございます、今回、蛍光灯の製造の中止が表明されているのですけれども、館内のお客様対応スペース及び会議室のスペースに分けてLED化率が分かれば教えてください。令和6年度末現在で結構です。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの岩本議員の御質問についてお答えさせていただきます。

こちらの科学館におきましては、今、議員からも御指摘がありましたように、蛍光灯が間もなく製造中止となることに伴いまして、LEDの更新をしているところでございます。LEDの更新率ということですが、具体的な数字は、今、手元に資料を用意しておりませんが、事業エリアにおきまして、一般のお客様が御利用いただく休憩室のLED化がまだ進んでいないという状況であります。また、管理棟におきましても、組合事務室や指定管理者の事務室などのLED化がまだできていない状況でございます。数字的には、申し訳ございません、今、手元に用意しておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） 岩本議員。

○2番（岩本 誠君） 答弁ありがとうございます。小平市でも、LED化にする際にESCO事業というのを取り入れて、一時的には経費が出なくて、電気料金の削減具合で支払いをしていくような事業が採用されているのですけれども、それが本当にプラスなのか、マイナスなのか、ちょっと長年見てみないと、15年と行ったかな、結構長いスパンで回収するので実際分からないところもあるのですが、多摩六都科学館での採用だとか、検討とかという話がされていたら教えていただきたいです。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの岩本議員の御質問についてお答えさせていただきます。

今御指摘のありましたように、ESCO事業というものでこの科学館の運営経費の抑制、削減というような観点から検討した時期はございました。それが10年前ぐらいの時期になりまして、そのとき業者に調査をしていただいたんですが、この施設は病院とかと違って、24時間稼働していないということなどにより、十分な効果が見込めないというような調査結果をいただいているところでございます。

そのようなこともございまして、今現在は、ESCO事業につきましては検討はしていないところでございます。いろいろと状況も変わってきていると思いますので、今後そういったところも情報収集をしながら、また改めて今後の課題として考えてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤 央君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「令和6年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（伊藤 央君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（伊藤 央君） 日程第7「議案第14号 令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第14号「令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,689万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,050万6,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 央君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第14号「令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,689万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億1,050万6,000円とするものでございます。

主な内容について、事項別明細書により御説明をいたします。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

第5款繰入金は、財源調整のため、財政調整基金繰入金60万5,000円を減額いたします。

第6款繰越金は、前年度繰越金として529万9,000円を増額いたします。

第7款諸収入は、雑入に令和6年度の利用料金収入に係る指定管理者利用料金還元金として、1,220万5,000円を増額いたします。利用料金還元金につきましては、協定書に基づき、利用料金収入が9,000万円を超えた場合、その超えた部分の35%を組合に納付することにな

っているものでございます。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費は、1,635万4,000円を増額いたします。1項1目一般管理費、説明欄2、一般管理事務費の24節積立金は、令和6年度決算剰余金の2分の1相当額を財政調整基金へ、利用料金還元金を施設整備基金へそれぞれ積み立てるものでございます。

第3款事業費は、54万5,000円を増額いたします。

1項1目運営事業費、17節備品購入費は、令和6年度に頂いた寄附金について、寄附の趣旨を踏まえた活用について指定管理者と協議を行い、科学館の観察教室などで使用する顕微鏡や附属品などを購入する経費として、54万5,000円を計上するものでございます。

私からの補足説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。高橋議員。

○7番（高橋和義君） それでは、質問させていただきます。財政調整基金、また、施設整備基金に積み立てているんですけれども、まず財調への積立てなんですけど、これは毎年幾ら積みまなければいけないとか、考え方があれば伺いたいと思います。またあわせて、施設整備基金へのそういう考え方もお聞きしたいと思います。

2点目なんですけど、今回、指定管理者利用料金還元金1,220万5,000円ということで、9,000万円を超えた部分の35%ということで先ほど説明がありましたが、これが全額積立基金のほうに入っているということなんですけど、これについても経緯をお伺いしたいと思います。

最後に、還元金の市民への還元の考え方がもしあれば、伺いたいと思います。

3点です。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの高橋議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、基金の積立ての考え方ということになります。財政調整基金におきましては、地方財政法で前年度剰余金の2分の1相当を積み立てるということで定められておりますので、それに従った形での積立てということで考えております。

また、施設整備基金におきましては、当初予算で4,500万円程度予算措置をしている状況でございます。それと併せまして、指定管理者の利用料金還元金は、指定管理者の利用料金収入の増減によって積立額に変動が生じるということでございますが、主にこの2つで積立

てをしているというような考え方でございます。

また、還元金を施設整備基金に積み立てる考え方でございますが、こちらは、指定管理者と、基本協定、年度協定に基づいて指定管理者の利用料金収入の一部を還元金として多摩六都科学館組合に納めていただいているところでございます。その中で、主に利用料金は、科学館の利用者が費消された分を受益者負担の形で徴収しているという性質でもございますので、指定管理者との協議において、将来的に施設整備の費用に充てることが一番適切であろうという考え方により積立てを行っている状況でございます。

あと、還元金の市民への還元でございますが、ただいま御説明いたしました考え方に基づきまして、現在、プラネタリウムの全天周デジタル映像装置プロジェクターリースや、あとはプラネタリウム全天周デジタル映像システムリースに施設整備基金を財源充当させていただいております。そういった形で、なかなか目には見えませんが、日頃の運営の中で、利用者、市民の皆様に還元をしているというような状況でございます。

○議長（伊藤 央君） 他にございませんか。白石議員。

○3番（白石えつ子君） 指定管理者の利用料金の還元金のところなんですけれども、やはり来場される方の数が増えていかないとここも還元にはならないと思うんですけど、利用される方の中に障害者の方たちもいらっしゃると思うんです。無料になっているところもおありで、ちゃんと合理的配慮がされていると思うんですが、指定管理者の方々の障害者への理解・啓発というようなものは日頃どんなふうにされているのかということと、車椅子とかでいらっしゃる方もプラネタリウムに入られると思うんですけども、そういったところの平等研修的なことというのは、日頃はどんなふうにされているのかというのが分かれば教えてください。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの白石議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず1つ目は、身障者の方への合理的な配慮に関する研修状況ということでございます。こちらは、基本的には指定管理者の運営ということになっておりますので、指定管理者のほうで研修を含めて対応していただいているというところでございます。その中で、アテンダントのスタッフが、指定管理者の本社実施の研修で、「補助犬と学ぶ心のバリアフリー」という研修を、合理的配慮の流れの中での研修実施ということになるかと思いますが、そのような研修に参加をいたしまして、補助犬と合わせて合理的配慮について理解を深めている状況でございます。

あと、いろいろとこの施設はバリアフリーということをやっているところではありますが、今は大型の車椅子とか、ストレッチャーが大分普及してきておりますので、開館当初では想定されなかったような介護用品等を使用される方の利用が出てきている状況であります。

プラネタリウムを利用するに当たりましては、エレベーターを使ってドームに行くことになるのですが、エレベーターにストレッチャー等が乗り切らないというような事態が発生したときには、特別支援学校が御利用された機会であったのですが、プラネタリウムの観覧をプラネタリウムドームではなく、イベントホールを使いまして、星空解説を行ったというようなことがございます。その時々、状況にもよるかと思いますが、なるべく身障者の方にやさしい、合理的配慮をした上での対応を心掛けているというところでございます。

○議長（伊藤 央君） 白石議員。

○3番（白石えつ子君） ありがとうございます。星空もやってくださっているというのは、ごめんなさい、私も認知しておりませんで、失礼しました。いろんなことをしていただいているんだと思います。基礎的環境整備と合理的配慮はやはりセットかなと思いますので、歩く上では十分バリアフリーがされていると思いますが、どなたもここに入れるという環境が必要かなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤 央君） そのほか。穴見議員。

○5番（穴見れいな君） 関連してになってしまうんですけども、だとしたら、財産に関する調書の中に車椅子用階段昇降機があると思うんですけども、それはどういった場合に今使用している状況なんでしょうか。

○議長（伊藤 央君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの穴見議員の御質問についてお答えさせていただきます。

こちらの車椅子リフトにつきましては、休憩室と展示棟をつなぐ連絡階段というものがございまして、そこに段差があるということで、障害をお持ちの方には移動の障壁になりますので、休憩室を増築したときに設置したものでございます。

日頃より日常点検を行っていることと、あとは年次点検もしているところではあります。基本的には利用者の方からの依頼があったときにこちらのほうで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤 央君） 穴見議員。

○5番（穴見れいな君） よく分かりました。ありがとうございます。増築時に購入されたというお話だと思うんですけども、だとしたら、結構年数がたっているのではないかなと思

うんですけれども、もしもメンテナンスだけではうまくいかなかった際には、ぜひ購入のほうを再度検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 央君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 央君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号「令和7年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（伊藤 央君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申出がございますので、これを許可いたします。

○管理者（池澤隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は、組合議員の皆様には大変御多用の中、科学館組合議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。

また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

今月上旬に発表されました今年のノーベル賞では、自然科学系3賞のうち生理学・医学賞と化学賞で日本人研究者が同時に受賞されまして、日本中が大いに沸き上がったのはまだ記憶に新しいところでございます。受賞されたお二人は、御承知と申いますけれども、坂口志文氏、そして北川進氏に心よりお祝いを申し上げたいと思います。

当科学館にも、小さなお子様がかなり関心をお持ちになって、毎回毎回リピーターとして御来場される方もいらっしゃいます。科学に興味を持っていただくということがまず大切かなと思いますので、引き続き、科学館といたしましては、圏域市民の皆様、そして圏域外の皆様にも科学に関心を持っていただけるような科学館を目指してまいりたいと考えております。

これまでの間、多摩六都圏域の拠点的生涯学習施設として多くの圏域市民の皆様にご利用いただき、御理解、御協力によるものと、改めて感謝申し上げます。

引き続き指定管理者と協力いたしまして、これからも圏域内外問わず、多くの市民の皆様から愛される科学館に成長・発展することを目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解、御協力、そして御来館をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（伊藤 央君） これをもちまして、令和7年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 伊藤 央

多摩六都科学館組合議会議員 穴見 れいな

多摩六都科学館組合議会議員 やつだ こうじ

多摩六都科学館
組合議会会議録

令和7年12月発行

編集兼
発行者 多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982